

○嬉野市九州・全国大会等出場に対する補助金交付要綱

平成18年1月1日  
教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 「本市におけるスポーツ及び文化芸術の振興を図るため、九州・全国大会等に出場した市民等に、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、共催し、又は後援する九州・全国大会
- (2) 公共的団体、各種スポーツ団体及び文化団体等が主催する九州・全国大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的認知度から本市のスポーツ及び文化芸術の振興に資すると市長が認める九州・全国大会及び国際大会

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、前条に規定する大会の予選会を勝ち抜いて出場資格を得ている個人又は団体に所属する者とする。ただし、予選会がない場合にあつては、各種目団体の推薦を受けて出場した者とする。

2 前項の交付対象者は、大会の開催要項等で定められている登録選手、監督及びコーチ（監督及びコーチは、各1名に限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市の小学校又は中学校に在籍したことがある者（国際大会出場者に限る。）

3 前2項の規定にかかわらず、交付対象者が心身の障害等により介助が必要と認められる場合は、随行者1名も交付対象者とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、在籍する学校等から旅費等の補助金を受けている者は、交付対象者としなない。

(補助金の額)

第4条 1人当たりの補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、団体競技での申請について、1団体への交付額の上限は、大会区分にかかわらず、100,000円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、九州・全国大会等出場補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書及び実績報告書」という。)に、次の書類を添えて、出場の翌日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 大会の開催要項等の写し
- (2) 出場者名簿
- (3) 出場資格を証する書類
- (4) 大会の結果が分かる書類
- (5) 振込を希望する口座(通帳)の写し

(補助金の交付決定及び確定通知等)

第6条 市長は、前条の交付申請書及び実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定して九州・全国大会等出場補助金交付決定通知書及び確定通知書(様式第2号。以下「交付決定書及び確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じて、申請者から大会について報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 申請者は、前条第1項の交付決定書及び確定通知書による決定の後速やかに九州・全国大会等出場補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、九州・全国大会等出場補助金返還命令書(様式第4号)により期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日教委告示第2号）

（施行日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の嬉野市九州・全国大会等出場に対する補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に九州及び全国的団体等が主催する大会に出場した団体及び個人に係る補助金の交付について適用し、同日前に九州及び全国的団体等が主催する大会等に出場した団体及び個人に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

九州・全国大会等出場費に対する補助金額

開催地		大会区分			
		九州大会	西日本大会	全国大会	国際大会
県内		—	—	5,000	10,000
九州	福岡県及び長崎県	5,000	5,000	5,000	10,000
	上記を除く県	8,000	8,000	9,000	15,000
沖縄		8,000	8,000	9,000	15,000
中国		—	9,000	12,000	20,000
四国		—	9,000	12,000	20,000
近畿		—	9,000	12,000	20,000
中部		—	—	15,000	25,000
関東		—	—	15,000	25,000
東北		—	—	20,000	30,000
北海道		—	—	20,000	30,000
アジア		—	—	—	50,000
アジア以外		—	—	—	100,000

1団体 上限額 100,000円